

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付に係る変更処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において商品補充等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内において、台車から崩れ落ちたビールケースを避けようとして、他の台車に激突し、負傷した。その後、当該事故の情景を思い浮かべる度、身体の震えや動悸が生じるようになったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「心的外傷後ストレス障害」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、監督署長に同日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これを支給する旨の処分をしたが、その後、請求人の本件傷病は同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）していると判断し、治癒後の同月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しない旨の変更処分（以下「本件処分」という。）を同年〇月〇日にしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 3 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとする旨の変更処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法による休業補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、当該傷病は「治癒」したものであるものとして、同法所定の休業補償給付の対象外となるものである。

(2) そこで本件について一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は、平成〇年〇月〇日時点で急性症状が消退し、症状が安定化しており、療養を継続しても、もはや医療効果が期待できないことは明らかとなっており、監督署長が、同日をもって治癒（症状固定）したものと判断したことは相当である。したがって、同月〇日以降の休業補償給付は支給されないものであり、監督署長が、法令の規定に則って、本件処分をしたことは妥当であると判断する。

(3) 請求人は、監督署が症状固定後〇か月も経過してから症状固定を知ることは職務怠慢であり、納得がいかない旨主張している。しかし、監督署長が、その過誤を正すために処分を取り消し、改めて本件処分をすることは、労働者災害補償保険制度を適正に運営するという公益上の必要に基づくものであり、請求人が受領した本件処分に係る保険給付は原因なく不当に享受されたものといわざるを得ず、当該主張は認められない。

なお、本件処分に係る休業補償給付請求書には、診療担当者が記載すべき「療養の現況」欄が未記入であり、余白に「平成〇年〇月〇日現在 継続中 〇月〇日確認済」の記載が認められる。監督署長は、受診医療機関から平成〇年〇月〇日に、同年〇月〇日現在療養が継続していることを確認した上で、本件処分をしたと考えられることから、上記判断が左右されるものとはならない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。